

2019年度(公社)横浜市獣医師会 マイクロチップ装着補助事業

目的

マイクロチップは動物の個体識別方法として現在のところ最も有効かつ確実な方法とされていますが、その普及率は平成27年3月現在、犬で約8.5%、猫で約2.1%で、決して十分なものとは言えません。国は平成24年9月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」の附則にあるマイクロチップの装着等について、義務化を含め法体制の整備を検討しています。

横浜市獣医師会では横浜市で実施されている「マイクロチップ装着推進事業(対象は横浜市民)」と合わせて実施することで、より一層のマイクロチップの普及啓発をはかることを目的に、平成29年度から独自の補助事業を実施している。

事業内容

実施場所

(公社)横浜市獣医師会に所属する開業会員および普通会員(開業者)が開設(あるいは管理)する診療施設で、本事業の趣旨と目的に賛同し、かつ以下の事項に同意した会員が開設(あるいは管理)する診療施設で実施される。ただし開業者以外の普通会員および賛助会員は参加することができない。

実施方法

- (1) 各診療施設における規定料金から1,000円を差し引いて飼い主に請求する。
- (2) 施術の翌月5日(休所日の場合は翌開所日)必着(消印有効)で、必要事項をもれなく記入した本事業所定の申請書を郵送をもって(公社)横浜市獣医師会事務局へ提出する。なお、このときに郵送料等は会員負担とする。
・※ファックスや電子メールでの申請は受け付けない。また、提出期限を過ぎた申請書は無効とする。
- (3) 個体識別情報登録手続きを飼い主に代わって実施する。
- (4) 差し引いた補助金相当金額は年度末に一括して会員の指定口座に送金する。
- (5) 書類提出期限の超過、事業実施期間外の施術などの事由により補助金が支払われないことがある。

対象者

【飼い主の住所地は不問】

飼い主の居住地にかかわらず、対象施設を訪れる全ての飼い主が対象となる。
1家族内の頭数制限もなし。(複数頭数実施可)
※横浜市獣医師会会員およびその家族等は本補助事業の対象外となります。

補助金額と実施頭数

1頭あたり1,000円
最大800頭

事業実施期間

2019年5月1日から2020年2月29日
・ただし事業期間内であっても全体頭数に達した時点で終了とする。
・事業の終期は地区連絡等にて概ね1ヶ月前に告知する。

情報の周知

- ・獣医師会公式HP
- ・集合注射会場でのチラシ配布(横浜市補助事業等の連携)
- ・各区生活衛生課・動物愛護センター窓口等でのチラシ配布依頼

【担当者/連絡先】
常務理事 吉池正喜
masaki.yoshiike@yvma.or.jp